

介護予防支援の居宅介護支援事業所への再委託について

地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。(介護保険法第115条の23第3項)

委託に当たっては、中立性及び公平性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)第12条第1項、札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第15条第1項)

札幌市においては、平成19年3月28日に開催された第9回地域包括支援センター運営協議会において、「指定基準を満たす居宅介護支援事業所は全て再委託可能とし、地域包括支援センターが委託先を登録する。また、地域包括支援センターが「再委託が不适当」と認める事業所については、介護保険課において再委託の適否を判断し、再委託を認めない場合は地域包括支援センター運営協議会に報告する。」との運用方針が了承されたところ。

■報告事項

- 1 再委託を認めない居宅介護支援事業所
なし
- 2 再委託を行なっている事業所(参考)
別紙のとおり